

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 55 年 3 月まで

私が昭和 53 年 3 月に A 市町村から B 市町村に戻った時、母が転入手続を行ってくれた。その際、私の年金手帳を持参し、国民年金加入手続も行った。現在も所持する 2 冊の年金手帳のうちの 1 冊に、その時の国民年金手帳記号番号が記載されており、それが誤記抹消されたのは平成 2 年以降である。

自分では手続及び納付は行っていないが、母が市町村役場から送付された納付書により、毎月、金融機関で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立期間当時、国民年金に任意加入し保険料を納付しており、母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和 56 年 3 月 10 日、資格取得は 53 年 3 月 26 日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できるところ、当該払出簿に記載された、申立人よりも前に払い出された者の生年月日の日付から、申立人が実際に加入手続を行ったのは 56 年 6 月以降であることが確認でき、その時点で、54 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料は過年度保険料として納付可能であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、上記の過年度納付が可能であった期間

のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料は納付済みとされているが、C 社会保険事務所（当時）では、加入手続時において納付可能な過年度保険料がある場合は、すべての期間の過年度納付書を送付する取扱いをしていたことを踏まえると、申立期間のうち、過年度納付が可能であった 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料について、納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立人は、「私が所持する年金手帳には、昭和 53 年 4 月 1 日の国民年金の資格取得日及び国民年金手帳記号番号の記載があり、同日付けで国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。」と主張するところ、当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録では、資格取得日を同年 7 月 12 日として別人に払い出されており、オンライン記録から、その後、その者は当該手帳記号番号により管理され、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の手帳記号番号としては管理されておらず、当該手帳記号番号により申立人に係る国民年金保険料の納付書が作成されることはないため、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社において昭和32年2月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月ごろから同年7月ごろまで
② 昭和32年2月5日から同年4月1日まで

私は、昭和31年3月ごろから、B市町村にあったC株式会社の工場で働いた。作業はとても大変な仕事だった。その後、32年からはD市町村の工場で働いた。E株式会社に関連する仕事だったと記憶しているが、短期間しか働いていないので、はっきり覚えていない。どちらの会社でも厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、かつ、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日が昭和32年2月5日、資格喪失日が同年4月1日）が確認できる。

また、申立人は、「E株式会社に関連する仕事をしていた。」と記憶しているところ、A社の回答及び同社の元社員の証言から、A社は申立期間②当時、E株式会社と業務で取引があり、同社の社員は日常的にE株式会社の工場内でF作業を行っていたことが確認できる上、当時の社員が証言する作業内容は、申立人の記憶と符合している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると

認められ、事業主は、申立人が昭和 32 年 2 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前述の未統合の申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、「B 市町村の C 株式会社の工場で働いた。」と主張しているが、同社には、申立人が同社で勤務していたことを確認できる資料等はない上、申立人は、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立期間①当時、同社に勤務していた者のうち、聴取できた 6 人は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間①における同社での勤務実態等について、確認することができない。

また、申立人は、「正社員ではなかったと思う。」と述べているところ、C 株式会社では、「現存する正社員の記録の中に申立人の記録は無いので、当社に勤務していたとしても、期間工であったと考えられる。厚生年金保険には、正社員のみを加入させていた。」と回答している上、当時の社員は、「申立人が期間工であれば、厚生年金保険には加入していないと思う。」と証言している。

さらに、申立期間①において、C 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を平成4年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月16日から同年6月1日まで

C年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も転勤はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社本社が申立人に発行した在籍証明書及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（平成4年4月16日にA株式会社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における平成4年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 22 日から 49 年 8 月 3 日まで

母親が倒れたため、急遽^{きよ}、会社を退職することになった。実家に戻ってからすぐに再就職したので、脱退手当金を受給する理由が無く、脱退手当金が支給されている記録になっていることに納得がいかないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の前後各 100 人の中で、脱退手当金の受給要件を満たしている女性は 45 人（申立人を除く。）であり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者はおらず、申立人と同様に、昭和 49 年に退職している者は、「退職時に脱退手当金の説明等は無かったと思う。」と証言していることから、申立人について、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が昭和 52 年 2 月に別の事業所へ就職した際の厚生年金保険記号番号は申立期間のものと同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間の厚生年金保険の加入期間があることを自ら伝えたものと考えられるとともに、申立人は、その間に A 事業所において共済組合に加入し、退職時に退職一時金を受給しているところ、「当時、国民年金と厚生年金保険が通算されることは知っていたが、B 共済は通算されないものだと思い、一時金を受給した。」と述べていることを踏まえると、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

さらに、株式会社CのD工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示は無く、申立人は、前述のとおり、株式会社CのD工場において交付された厚生年金保険被保険者記号番号をその後も継続して使用し、基礎年金番号となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和47年3月15日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月にA株式会社に採用され、同社B校に入校した。実習先（厚生年金保険の適用事業所としては、同社C事業所）から同校に戻った47年3月15日から、正式に同社C事業所に配属された同年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から、申立人はA株式会社において申立期間も継続して勤務（昭和47年3月15日に現地実習を終了し、同社B校に戻り、同年4月1日に同社C事業所に配属）していることが確認できる。

また、A株式会社では、「B校に在籍する期間は、本社において厚生年金保険に加入させていた。ただし、現地実習期間は、現地実習先で厚生年金保険に加入させていた。」、「現地実習先での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和47年3月15日、同校に在籍した後の勤務地での取得日が同年4月1日であれば、その間は、本社において資格取得させることとなる。」と回答している。

さらに、D健康保険組合では、「申立人の健康保険の資格取得日は、昭和

44年4月1日であり、現在まで継続して加入している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和47年2月及び同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、「確認できる資料は無いが、納付していたものと考えられる。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和47年3月15日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月にA株式会社に採用され、同社B校に入校した。実習先（厚生年金保険の適用事業所としては、同社C事業所）から同校に戻った47年3月15日から、正式に同社C事業所に配属された同年4月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から、申立人はA株式会社において申立期間も継続して勤務（昭和47年3月15日に現地実習を終了し、同社B校に戻り、同年4月1日に同社C事業所に配属）していることが確認できる。

また、A株式会社では、「B校に在籍する期間は、本社において厚生年金保険に加入させていた。ただし、現地実習期間は、現地実習先で厚生年金保険に加入させていた。」、「現地実習先での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和47年3月15日、同校に在籍した後の勤務地での取得日が同年4月1日であれば、その間は、本社において資格取得させることとなる。」と回答している。

さらに、D健康保険組合では、「申立人の健康保険の資格取得日は、昭和

44年4月1日であり、現在まで継続して加入している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和47年2月及び同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、「確認できる資料は無いが、納付していたものと考えられる。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 4 月まで
A 市町村から B 市町村に転居し、B 市町村役場で住所変更手続と国民年金の加入手続をした。
送付されてきた納付書を銀行の窓口を持参して納付したはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 市町村から B 市町村に転居し、B 市町村役場で住所変更手続と国民年金の加入手続をした。送付されてきた納付書により銀行で納付していた。」と主張するところ、オンラインの記録によると、申立人は、昭和 59 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金に再加入した記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B 市町村が保管する国民年金の加入記録に、申立人の加入記録は無く、加入していない者に対して国民年金保険料の納付書は発行されないため、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと記憶しているが、国民年金の加入手続と国民健康保険の加入手続は別々であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から同年11月まで

昭和46年9月1日に、A都道府県で勤務していた会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月6日に、A都道府県で別の会社の厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間について、父親が、地元のB市町村で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市町村では、「申立人の国民年金被保険者名簿は無い。」と回答している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年12月26日にC市町村において払い出され、資格取得は、59年6月1日に遡及^{そきゆう}していることが確認でき、申立期間については、国民年金に未加入の期間であることから、申立人の父親は国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月ごろから 35 年 5 月ごろまで
② 昭和 35 年 11 月ごろから 36 年 5 月ごろまで
③ 昭和 36 年 11 月ごろから 37 年 5 月ごろまで
④ 昭和 41 年 11 月 17 日から 42 年 4 月 29 日まで
⑤ 昭和 43 年 11 月 12 日から 44 年 4 月 16 日まで
⑥ 昭和 44 年 11 月 13 日から 45 年 4 月 13 日まで
⑦ 昭和 45 年 11 月 11 日から 46 年 4 月 16 日まで

私は、申立期間①については、A事業所に勤務した。B市町村の寮から現場に通った。

また、申立期間②については、出稼ぎでC株式会社に勤務した。D事業所に所属し、工事に従事した。

申立期間③については、出稼ぎでE株式会社に勤務した。F市町村の寮から現場へ通い、働いた。

申立期間④については、G都道府県のH株式会社に勤務した。

申立期間⑤及び⑥については、出稼ぎでI株式会社に3年連続で勤務し、1年目は運転手補助、2年目及び3年目は運転手をした。このうち、1年目だけ厚生年金保険の加入記録がある。

申立期間⑦については、出稼ぎで株式会社Jに勤務した。K事業所に所属し、建設工事に従事した。

申立期間①から⑦までについて、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B市町村でA事業所に勤務してい

た。」と主張するところ、申立人が記憶する二人の同僚は既に死亡しており、ほかに申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、勤務実態等を聴取することができない。

また、オンライン記録によると、B市町村において当該事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人が記憶する同僚二人も申立期間①当時、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間①当時は、国民健康保険に加入し、保険料は父親が負担していた。」と述べている。

- 2 申立期間②について、申立人は、「出稼ぎでC株式会社のD事業所に勤務した。」と主張するところ、申立人が記憶するD事業所の所長は、申立期間②当時、同社L支店において厚生年金保険に加入している記録が確認できることから、申立人は、D事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が同僚であったと記憶する一人についてもC株式会社における厚生年金保険の加入記録は無く、同社では、「出稼ぎ労働者は、厚生年金保険に加入させておらず、正社員のみを加入させていた。」と回答している。

また、申立人は、「勤務した工事現場に、出稼ぎ労働者は10人以上いた。」と述べているところ、C株式会社L支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、加入期間から出稼ぎ労働者として勤務していたことがうかがえる者の加入記録は無く、申立期間②及びその前後の期間の健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「申立期間②当時は、国民健康保険に加入し、保険料は父親が負担していた。」と述べている。

- 3 申立期間③について、申立人は、「出稼ぎでE株式会社に勤務した。」と主張するが、同社では申立人の在籍が確認できる資料を保管しておらず、同僚等から、申立人が勤務していたとする証言を得ることもできなかった。

また、E株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人が同僚であったと記憶する者の加入記録は無く、冬期間の出稼ぎ労働者として勤務したことがうかがえる者の加入記録も無く、申立期間③及びその前後の期間の健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「申立期間③当時は、国民健康保険証を持参していた。」と述べている。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、H株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H株式会社では、「当社が保管する健康保険・厚生年金保険・失業保険台帳には、申立人について、勤務期間の記載はあるが、厚生年金保険及び健康保険の記号番号欄は空欄となっており、厚生年金保険

に加入していないことが確認できる。」と回答している。

また、H株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人及び申立人が記憶する同僚二人の加入記録は無く、申立期間④及びその前後の期間の健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「会社から健康保険証を受け取った記憶は無い。」と述べている。

- 5 申立期間⑤及び⑥について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、I株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、I株式会社では、「現在では、理由は不明であるが、申立期間⑤及び⑥当時、出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、同社が保管する退職者一覧表から、昭和43年に退職した出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入しているが、申立期間⑤を含む44年に退職した出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、I株式会社では、健康保険組合及び厚生年金基金に加入していたところ、M健康保険組合では、「申立期間⑤及び⑥に申立人の加入記録は無い。」と回答し、N厚生年金基金では、「申立期間⑥に申立人の加入記録は無い。」と回答しており、同社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間⑤、⑥及びその前後の期間の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「健康保険証をもらった覚えがない。」と述べており、申立期間⑥において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

- 6 申立期間⑦について、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Jに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚一人についても、厚生年金保険の加入記録は無く、同社では、「出稼ぎ労働者は日雇健康保険のみに加入させており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、「現場には、男性の出稼ぎ労働者が5、6人はいた。」と述べているところ、株式会社Jの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間⑦当時、冬期間の出稼ぎ労働者であることをうかがわせる者の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間⑦当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

- 7 このほか、申立期間①から⑦までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月30日から43年3月19日まで
② 昭和44年11月18日から45年4月16日まで

私は、申立期間①については、A株式会社B事業所に出稼ぎに行った。
また、申立期間②については、C株式会社D事業所のE工場に出稼ぎに行った。

いずれも公共職業安定所の求人を見て応募し、それぞれ2回ずつ出稼ぎに行ったが、いずれも2回目だけ厚生年金保険に加入していて、1回目の加入記録が無いのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社B事業所において申立期間①当時、採用事務を担当していた二人の社員は、「出稼ぎの期間社員については、毎年50人から60人ぐらい採用していた。厚生年金保険については、本人の加入希望を確認して、加入手続を行っていた。」と証言しているところ、同社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①については、加入期間から期間社員であることをうかがわせる者の記録は無く、申立期間①の翌年には、申立人及び期間社員であることをうかがわせる42人の加入記録が確認できる。

また、昭和40年ごろからA株式会社B事業所の期間社員として出稼ぎに行っていた者は、「私は、同社の期間社員募集に応募し、通算して20回ほど出稼ぎに行った。最初の年に採用担当者から厚生年金保険への加入

を勧められたが、国民年金に加入していたので断った。しかし、数回続けて出稼ぎに行くようになった時に、再び加入を勧められ加入することにした。」「複数回出稼ぎに来た者は多数いたが、厚生年金保険の加入については、最初は様子うかがうような雰囲気があり、最初の年から加入する者は少なかった。」と証言しているところ、この者の記録は、36年4月から43年10月までの期間について、国民年金に加入し保険料を納付しており、43年11月21日に同社B事業所において初めて厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社D事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社D事業所の当時の採用担当者及び現場技術社員は、「出稼ぎ労働者の厚生年金保険への加入は、本人に希望の有無を確認して行っていた。」「出稼ぎ労働者は、何年度か続けて来る者が多かったが、最初は加入しないで2回目以降から厚生年金保険への加入を希望する者が多くいた。」と証言している。

また、申立期間②に当たる昭和44年度及び45年度にC株式会社D事業所に出稼ぎに行った者は、「厚生年金保険については、加入希望の有無を確認されたが、最初の年は断った。」と証言しているところ、この者の同社D事業所での厚生年金保険の記録は、昭和45年11月17日から46年4月17日までの期間のみであることが確認できる。

さらに、上記の採用担当者及び現場担当者は、「D事業所は、E工場とF工場を併せた総称であり、当時、E工場だけでも100人、D事業所としては、300人から400人ぐらいの出稼ぎ労働者を雇い入れていた。」と証言しているところ、同社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間②当時、加入期間から出稼ぎ労働者であることがうかがえる被保険者数は47人、その翌年度は90人であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ごろから 45 年 4 月ごろまで

私は、申立期間に、叔父の紹介でA株式会社の下請けのB事業所に勤務し、Cの建設工事に従事した。毎月の給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社の下請けのB事業所で勤務し、Cの建設工事に従事した。」と主張するところ、申立人の住民票における前住所地がCの所在地とほぼ一致し、申立人に仕事を紹介したとする叔父は、B事業所においてD職として勤務していたことが確認できることなどから、期間は特定できないが、申立人はB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所において事務を担当していた社員は、「B事業所は、A株式会社の下請けであったが厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったため、幹部社員やD職クラスの社員は、A株式会社において厚生年金保険に加入していた。申立人の叔父は、D職だったので厚生年金保険に加入していたことを記憶している。しかし、一般作業員は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

また、A株式会社では、「B事業所の主要な役職者は、当社において厚生年金保険に加入させていたが、一般作業員を当社において厚生年金保険に加入させることはなかった。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。